

令和2年度第5回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年8月7日(金)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	なし
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 福島公明委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 高田主幹 石岡主任
傍聴人	なし
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答  
について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

皆さん、こんにちは。毎日暑い日が続いており、皆さん健康管理が大変だと思いますけども、健康に十分留意しながら頑張っていきたいと思います。それと、新型コロナの関係ですけれど、今まで鳥取市の方で何件か出ており大変心配しておりましたが、ついに米子でも出てきました。皆さんぜひマスクをしていただいて、感染しないような努力をしてもらえたらと思います。本来ですと、今日それぞれの間に仕切りを設けようと思っておりましたが、準備が間に合わなかったもので、次回から仕切りを設けさせてもらって、多少でも感染を防ぐような対応をしていけたらと思っています。隣同士話がしにくくなるかもしれませんが、そういう形で進行しようと思っておりますので、

よろしく願いいたします。

そういたしますと、第5回農業委員会総会を開きます。

最初に農業委員会憲章というのがございます。これは農業委員会としての心構えと言う事で載っております、皆さんぜひ目を通していただいて、それぞれこの内容を把握しておいて欲しいと思っております。前は読み上げたりしてはりましたが、今回はそういう形で、必ず目を通していただくという事で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に事務局から報告があります。

#### 事務局（宅和事務局長）

本日の議案の中で、3ページ議案第1号ですけども、取り下げがしてあります。これは、転用事業計画の変更案件ですが、県と協議をした結果、既に工業用地としての造成が完了して分譲も開始されているという事から、事業計画の変更は不要と県が判断したために、取り下げられたものです。

#### 議長（田邊会長）

そういたしますと、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号11番の高橋委員と議席番号12番の竹中委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、ありません。

それでは、審議に入ります。6ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは7ページ、番号14の両三柳から番号18の諏訪について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。

番号14の両三柳について説明いたします。申請地は、〇〇近くに位置します田6筆、合計5,190平方メートルの農地となります。同居している娘に贈与を行うものです。取得後の経営面積は世帯内贈与ですので86アールと変更はありません。

次に15番の大崎について説明いたします。申請地は〇〇の西に位置します畑1筆合計218平方メートルの農地となります。耕作が難しくなってきたため兄に相談したところ、この度合意され、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は116アールとなります。

次に16番の彦名町について説明いたします。申請地は彦名町の田2筆、畑7筆合計3,925平方メートルの農地となります。同居する息子に贈与を行うものです。取得後の経営面積は世帯内贈与ですので39アールと変更はありません。

次に17番の大谷町について説明いたします。申請地は〇〇の西に位置します田1筆54平方メートルの農地となります、後で報告します5条転用届出で分筆された残りの農地を隣地の所有者とこの度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は34アールとなります。

次に18番の諏訪について説明いたします。申請地は〇〇近くに位置します田1筆500平方メートルの農地となります、譲受人宅後ろの農地を所有者とこの度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は52アールとなります。

3条許可案件は以上5件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（田邊会長）

番号14の両三柳について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 大縄農業委員

8月3日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認しました。特に変わったことはありません。きちんと作ってあります。特に問題は無いと思います。

#### 議長（田邊会長）

番号15の大崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 矢倉農業委員

15番の説明です。この〇〇さんと〇〇さんは、先程説明があったように兄と妹の関係です。〇〇さんが相続をしたのですが、耕作が出来ないため、実家の兄に贈与するという事です。〇〇さんは、全部耕作している認定農業者ですので問題無いと思います。以上です。

#### 議長（田邊会長）

番号16の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 公本農業委員

8月5日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認しました。贈与という事ですが、息子さんが定年退職して、少し農業をやろうかという事なのですが、その前に畑の面積の半分以上を5年位前に担い手を経由して新規就農者に貸し出しておりまして、残った畑で本人が家庭菜園的な農業をやるという事です。贈与については全く問題が無いと思われまますので、審議の程よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

番号17の大谷町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

小西農業委員

現地調査は、8月3日に小西農業委員、佐々木推進委員で行いました。詳細は佐々木推進委員からお願いします。

佐々木推進委員

現地調査は、8月3日に小西農業委員、佐々木推進委員で行いました。本件は、開発予定地の一角が自宅の裏に隣接するため、隣接部分を買取り、自分の家庭菜園土地と一緒に耕作をするものです。何ら許可について問題無いと考えるのでよろしくお願いします。

議長（田邊会長）

番号18の諏訪について、担当委員さんから補足があればお願いします。

生田農業委員

8月2日に生田農業委員、小林推進委員で現地調査しました。以前から耕作していた農地を取得するものです。許可については、何ら問題無いと考えています。以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

矢倉農業委員

異議のない方は挙手をと言うのではなく、許可に同意ではないですか。前から気になっていました。

議長（田邊会長）

後で確認します。

続きまして、9ページ、議案第3号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは10ページ、番号5の尾高について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

関本農業委員

5番の議案について説明します。転用目的は、住宅の建築を計画したものです。8月3日に関本委員、尾坂推進委員と現地確認を行いました。7月16日に事務局が事前現地調査をしたところ碎石が敷かれ、プレハブの小屋が置かれた状態でしたので、原状復帰するように指導しました。当日確認したところ、碎石は撤去されていましたが、プレハブ小屋はどうしても撤去に時間がかかるということで、8月29

日までに完全撤去するという確約書の提出がありました。本件の対応につきましては、事務局が県と協議をし、小屋の撤去を確認できてから転用許可をおろすということで県の了解を得ています。造成は行わず、整地して使用します。雨水排水については、敷地内の溜桝を經由して既設道路側溝へ流す計画で問題はありません。汚水については、農業集落排水へ流す計画で問題はありません。隣接農地は自作地のみなので、同意の必要はありません。実行組合同意、土地改良区の該当もありません。農地区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。転用については問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

さっき、異議のない方という事でちょっとありましたけど、今日はこれで通させてもらいます。次回検討しますので。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、12ページ番号48の河崎と13ページ番号49の安倍について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

48番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建設を計画したものです。8月3日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、盛土造成を14センチから50センチ行います。擁壁は隣地境界にコンクリートブロック15センチを4段設置します。申請地の前面市道に道路側溝などがいないため、敷地内から排水路まで排水管を設置します。雨水の排水について、敷地内から排水管で既設の農業用排水路へ流す計画です。汚水については、合併浄化槽処理後、同様に排水路へ



流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、駅から500メートル以内のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

#### 三島推進委員

49番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。現地は〇〇の西側に位置する農地です。転用目的は、障がい者児童の複合的な福祉施設の建設を計画したものです。内容は、共同生活支援グループホーム、短期入所、デイサービス、就労支援所などです。8月3日に大縄委員と現地確認を行いました。また8月6日に弓浜第1ブロックの大縄委員、竹中委員、公本委員、三島推進委員で現地確認をしています。造成計画は、最高35センチの盛土造成を行います。隣地境界にはコンクリートブロック高さ12センチ2段と、外周に100センチのフェンスを設置します。雨水の排水について、敷地内から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水については、前面道路近くに下水道が来ており、引き込み工事を行い接続する計画です。隣地耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しております。農地区分は、10ヘクタール以上の農地集団のため、第1種農地に該当します。本事業は社会福祉事業として土地収用法に該当するため、転用の例外規定に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

#### 高橋農業委員

事務局に伺いたいです。48番で使用貸借という事ですが、使用貸借は、例えば貸している方あるいは借りている方のどちらかが何か声かけられた場合、そこで契約が切れるという法的な性質があると思うのですが、こういうケースの場合はどうなるのでしょうか。

事務局（高田主幹）

譲渡人と譲受人の関係は義理の親子関係です。そういった事から使用貸借ということです。

高橋農業委員

分かりました。そういう事情であれば。

議長（田邊会長）

よろしいですか。

矢倉農業委員

49番の申請地の斜線の部分は駐車場ですか。

事務局(高田主幹)

斜線の部分は建物です。斜線の上部分が駐車場になります。

議長（田邊会長）

よろしいですか。他に何か質問ありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。  
続きまして、番号50の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 竹中農業委員

50番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、当該農地を近隣の住宅世帯へ売却をして駐車場及び庭敷地としての利用を計画したものです。隣地に申請者の家族もお住まいで、元々、駐車場に困っていたとのこと。また、残った土地も家庭菜園等で敷地として一部を活用すると聞いています。8月3日に、竹中農業委員、西村推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま、整地のみでの利用です。隣接農地もなく、土砂等の流出もないことから、擁壁等は特に考えていないとのこと。ただ、隣地境界にはコンクリートレンガなどの仕切りを検討しておられるようです。雨水の排水について、現状から地下浸透と自然流下で道路の排水桝へ流れていく構造であり、現地は問題ありません。汚水については、発生ありません。実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しています。隣接農地は申請者の土地のみです。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する農地で、10ヘクタール未満の集団のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。  
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。  
続いて、番号51の彦名町と11ページ番号52の彦名町について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 田口推進委員

51番の52番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、2件とも一般住宅の建築を計画したものです。8月5日に公本農業委員と現地確認を行いました。2件とも同じ地内のため、被害防除計画等は同様です。造成計画は20センチの盛土造成を行います。擁壁について、隣地境界にコンクリートブロック20センチを2段設置します。雨水の排水については、住宅敷地内から新設の道路側溝に流す計画で問題ありません。汚水については、公共下水道へ接続する計画です。実行組合同意、米川土地改良区の同意は確認しております。隣接農地は申請の土地のみです。農地区分は、10ヘクタール未満の農地集団のため、第2種農地に該当します。転用について51番と52番、ともに問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号53の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 本池推進委員

53番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。申請地の南側の347平方メートルを今回の申請者が既に太陽光の許可を得て設置しており、今回の申請も含めて一体利用するものです。また、東側も関連会社が同様に太陽光を設置している場所です。7月30日に角農業委員、本池推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま利用します。防護柵は、隣地境界に高さ120センチのものを設置します。また、北側の水路の境界より50センチ以上引いて設置するよう要望が出ていますが、その計画で問題ありません。雨水については、地下浸透の計画で問題ありません。汚水は発生しません。進入路について、東側の転用済地内を通行する許諾を得ています。雑草対策等は、管理者の〇〇が定期的な見回り、草刈を直接行います。

隣接農地はなく、実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、大篠津町駅から300メートル以内にあるため、第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号54の古市について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐農業委員

54番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、進入路及び駐車場の設置を計画したものです。かねてより進入路として他の地権者の私道を通行していましたが、この度、申請地と自己所有の山林の一部を利用する計画をしたものです。8月1日に岩佐農業委員、小林推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、盛土を14センチから50センチ、進入路は舗装する予定です。駐車スペースは整地のみ計画です。雨水の排水は、自然流下で駐車場用地と自己所有地の山林部分に地下浸透する計画と、住宅から新設の雨水排水管を設置し、既設の溜桝へ流す計画で問題ありません。汚水は発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内に近接する10ヘクタール未満の農地のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号55の二本木について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 能登路推進委員

55番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、資材置場を計画したものです。8月6日に田邊農業委員、能登路推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高50センチの盛土を行います。擁壁として、農業用水路側にコンクリートブロック80センチのものを設置します。雨水排水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号56と番号57の淀江町佐陀について、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 富田農業委員

56番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、共同住宅の建設を計画したものです。8月3日に富田農業委員、長澤推進委員、池口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は39センチから90センチの盛土を行います。擁壁とし

て、L型擁壁及びコンクリートブロック15センチを2段から3段、及びフェンスを設置します。雨水は、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者同意、自治会長同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、管理設道沿道の区域で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

57番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、宅地の拡張を計画したものです。8月3日に富田農業委員、長澤推進委員、池口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大50センチの盛土造成を行います。流出防止措置として、隣地境界に土羽打ちを行います。雨水は、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者、実行組合の同意は確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、管理設道沿道の区域で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、16ページ、議案第5号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、19ページ番号8-1から21ページ番号8-14までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

19ページ番号8-1は新規設定です。番号8-2及び8-3は再設定です。8-4から8-13は新規設定です。8-14は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、23ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号8-1から27ページ番号8-21までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。23ページ番号8-1から27ページ番号8-21まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので18件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で1件、Dは期間満了による更新で2件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。



挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、30ページ、議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、31ページ番号1から34ページ番号10までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

31ページ番号1から32ページ番号5は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

32ページ番号6は、他で勤めておられた方で、初めての配分です。

番号7から34ページ番号10は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

37ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

38ページから40ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、8件を受理しています。

次に、41ページから43ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について12件を受理しています。

次に、44ページから46ページの非農地現況証明について、9件を証明しています。

次に、47ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して1件を回答しています。

次に、48ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

次に、49ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

農業会議の事務報告等、事務局からお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

農業会議の事務報告につきましては、今月はありません。

続きまして、事務局から連絡事項をさせていただきます。

人・農地プランの実質化に係る地区の話し合いについてご説明します。人・農地プランの実質化は、地域で話し合い、自作する農地や担

い手が耕作する農地、貸出する農地など、5年、10年先の地域における農業について、地域の中心的経営体や担い手への集積・集約化などを通じて、地域ごとに農業の方針を明確化していくことを目指しています。米子市農林課において、工程表を作成し、昨年末から取り組みを始めています。現在の進捗としては、農業経営の意向に関するアンケートの回収が概ね済み、地区ごとに9月から各公民館において、担い手農家、関係各機関にお集まりいただき、地域での話し合いを行う予定としています。地域での話し合いの場では、様々な内容について話し合いが行われると思いますが、担い手農家への農地の集積・集約化について、コーディネーター役を担っていただくなど、農業委員、推進委員の役割は重要です。地区分担表に網掛けで開催日を記載していますので、該当する農業委員、推進委員さんをご出席いただきますようお願いいたします。また、網掛けのない地区は、今年度の開催はありません。併せて、令和2年3月現在の人・農地プランの担い手リストを配布しています。個人情報となりますので、取り扱いにはご配慮いただきますようお願いいたします。

続きまして、9月定例総会につきましては、9月10日（木）米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、8月の農地相談は中止としています。

次に、8月分の活動実績報告書ですが、9月3日（木）までにご提出いただきますと助かります。私からは以上です。

#### 議長（田邊会長）

私から皆さんに相談をしたいと思います。会長選挙の時に話をしましたが、まず、農業委員と推進委員の役割分担をもう一度確認したいと思っています。内容は色々ありますが、まずここで審議内容を報告してもらっております。双方がフォローし合うという事もあり、農業委員が報告したり推進委員が報告したりという事があります。前回も作業分担の役割という事で主と副の話が出ていましたが、私は基本的には推進委員が地元代表として出ておられると思っています。双方でというのはもちろんですが、基本的には推進委員が報告し、農業委員がそれを聞いて審議するという事だろうかと思っています。それで皆さんの意見を聞いて、どういう形にしていくのか相談したいなと思っています。皆さんの意見がありましたらお願いします。

#### 関本農業委員

それは方針を決めてしまうという事ですか。

議長（田邊会長）

そうではないです。さっき言ったようにフォローし合うというのは当然必要ですから、例えば出席できない時には農業委員が行う。それから推進委員に報告してもらって、追加の説明等があったら農業委員が行うと。

関本農業委員

基本的に推進委員が報告するという事をしようと言われたわけ。それはちょっとやっぱり筋が私は違うと思います。そうすると農業委員の活動なんかを制限したような気がするのですが、いかがですか。

議長（田邊会長）

私は制限するなんて全く思っていないけども、ちょっと他の方も意見があったらお願いしたいです。

関本農業委員

そういう方針を決めてしまうという事がどうかと。

議長（田邊会長）

基本的には推進委員が主だと思っています、報告する事は。それで農業委員で追加があれば追加説明をする形をとっていただけたらと思って

います。今日も農業委員が説明したのと推進委員が説明したのがありました。基本的にはどうかなって思っています。

関本農業委員

どうかなってというのはどういう意味か良く分かりませんが。

議長（田邊会長）

主はやっぱり推進委員だと思っていますから、推進委員が説明してフォローがあれば農業委員の方が説明する。それを聞いて農業委員として採決するという形を。

関本農業委員

推進委員が説明するという事は、どういう根拠で。

議長（田邊会長）

地域の事は推進委員が正でという説明がありました、前回の農業委員と推進委員の作業分担で。

関本農業委員

どこに書いてありますか。説明は推進委員が主になっていますか。

議長（田邊会長）

地元の事は推進委員が主という事で載っていますよね。

田口推進委員

関本委員。あなたは何を考えたのですか。それ言ってください。

関本農業委員

私は、それを決めてしまうのはいかなものですかと言っている訳です。推進委員が前提でやるという事。今まで通りで何が問題なのかと聞いている訳です。

田口推進委員

今、こうしたいと議長が言っているのですから、これはだめとか、今までどおり農業委員がしますと言えばいいのではないですか。

関本農業委員

だから私は、それを決めてしまうのはいかなものですかと言っている訳です。

米澤推進委員

基本的に推進委員は議決権が無くオブザーバーです。それを全部推進委員が説明するというのはおかしいと思います。

議長（田邊会長）

私は、地元の事は推進委員が一番良く知っていると思っています。

米澤推進委員

それは分かりますが。

高橋農業委員

3年前の農業委員会法改正で、農業委員と推進委員に分けた理由の一つが、耕作放棄地が全国的に増大し、それなんとかいけないという事で、その中心的な役割は推進委員が行い、農業委員は3条、4条、5条案件を審査すると役割分担されたという形です。3条、4条、5条案件の議決権は農業委員にあるので、審査案件は農業委員が説明すべきだろうと考えています。農業委員は地区代表ではなく、米子市全体の代表です。地元から必ず出るのは推進委員だから推進委員に説明してもらおうという意見も分かりますが、法的な立て付けからは、農業委員が基本的には3条、4条、5条を説明すると。ただ現実には、同地区から農業委員と推進委員が出ているケースが多々あるので、そのあたりは原理原則だけじゃなく、お互いに話し合いながらどちらかが、現状のような形で説明可能だとしたらいいのではないのでしょうか。

議長（田邊会長）

今までの形でやっていけばという事ですね。

田口推進委員

私も高橋委員の意見に賛成です

議長（田邊会長）

皆さんの意見を聞きたいと思ったので提案しました。皆さんが今まで通りがいいということなら、それで進めていきたいと思います。

能登路推進委員

前回、業務分担の所で主と副についての説明で、各地区から出ている推進委員が農業委員と一緒に確認して説明をし、主は推進委員だと理解しました。両方で一緒にという事なら、推進委員に意見を求められ、採決は農業委員がするというのはいいです。地区代表で出ている私達は、自分たちの地区を見ながら意見を言うだけです。推進委員の役割をきちんとしてもらわないと、どこまで推進委員がしているのか分からなくなります。

議長（田邊会長）

双方でやるのがベターだと思います。皆様の意見を聞き、そういう形に持っていきたいと思います。他にご意見はありませんか。

井田農業委員

今まで通り推進委員も農業委員も同じ現場を見て、総会で説明するのは、お互いで話し合っただけで決める今までのやり方でいいと思います。



角農業委員

私は、地元の説明は推進委員がすべきと思っています。質問や意見は農業委員が言っていくべきだと、逆に議案の提案は推進委員だと。それを審議するのは農業委員だと思っています。

議長（田邊会長）

意見もまとまらないので、今まで通り、それぞれでどちらが説明するか相談してもらおうという形にしておきましょうか。

（はい、との声複数）

では、その様にします。

それからもう一点、私、地域の人との話し合いの場をしていきたいという事で話をしました。農家も担い手農家、兼業農家、新規就農者と色々あります。全体での話し合いは大変ですので、地域ごとに話し合いの場を設けたいと思います。人・農地プランの会議が9月から計画されていますので、これで地域ごとに話し合いの場が出来ると思います。とりあえずこれに任せ、時期を見て、農家と地区担当委員との話し合いの場を設けたいと思います。当面、人・農地プランに沿った形でと思っています。いつとは言えませんが、農家の意見をまとめて行政に投げかけたいと思っています。以上です。

他に何かあればお願いします。

それでは、これを持ちまして、第5回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時40分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員